

書籍訂正情報

2023年版 イチから身につく
社労士 合格のトリセツ
基本問題集

(2023/05/15 現在)

弊社が出版いたしました書籍「2023年版 イチから身につく 社労士 合格のトリセツ 基本問題集」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、書籍の訂正をお願いいたします。

※問題文にのみ訂正の指示がある場合、問題を訂正いただければ、次頁の解説は訂正の必要のない正しい内容となります。

-
- 2022/10/17 更新分… p.1
 - 2022/12/13 更新分… p.2
 - 2023/01/23 更新分… p.3
 - 2023/02/20 更新分… p.4
 - 2023/03/13 更新分… p.5
 - 2023/05/15 更新分… p.6～7
-

【2022/10/17 更新分】

第②分冊 社会保険科目・一般常識科目

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P285 問題 28 解説 解答	○	×
訂正	P285 問題 28 解説 解説文 1 行目・4 行目	<u>その通り正しい（介護保 険法 132 条 3 項）。配偶者（婚 姻の届出をしていないが、 …（中略）…、当該保険料 を連帯して納付する義務を 負います。</u>	<u>配偶者（婚姻の届出をして いないが、…（中略）…、 当該保険料を連帯して納付 する義務を負います（介護 保険法 132 条 3 項）。</u>

【2022/12/13 更新分】

第②分冊 社会保険科目・一般常識科目

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P61 問題 120 解説 解説文	…、家族訪問看護療養費を支給します(法 <u>112</u> 条 1 項)。	…、家族訪問看護療養費を支給します(法 <u>111</u> 条 1 項)。
改正	P165 問題 12 解説 解説文 1 行目・4 行目	…、当該 1 又は 2 以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が常時 <u>500</u> 人を超えるものの各適用事業所をいいます(平 24 法附則 17 条 12 項)。	…、当該 1 又は 2 以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が常時 <u>100</u> 人を超えるものの各適用事業所をいいます(平 24 法附則 17 条 12 項)。

【2023/01/23 更新分】**第①分冊 労働科目**

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P167 問題 58 解説 解説文	※下記に差し替え

就業手当は、職業に就いた者（厚生労働省令で定める「安定した職業に就いた者を除く」）であって、職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の3分の1以上「かつ45日以上」あり、所定の要件を満たしている場合に支給されます（法56条の3第1項1号イほか）。

【2023/02/20 更新分】**第②分冊 社会保険科目・一般常識科目**

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P48 問題 98 問題文 3行目・4行目	…であると保険者が認めたときには <u>42万円</u> 、それ以外 のときには <u>40万8千円</u> であ る。	…であると保険者が認めた ときには <u>50万円</u> 、それ以外 のときには <u>48万8千円</u> であ る。

【2023/03/13 更新分】

第①分冊 労働科目

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P175 問題 69 解説 解説文 4行目	…、介護休業給付金は支給されません（ <u>法 61 条の 6 第 6 項</u> ）。	…、介護休業給付金は支給されません（ <u>法 61 条の 4 第 6 項</u> ）。
訂正	P175 問題 70 解説 解説文 1行目	そのとおり正しい（ <u>法 61 条の 6 第 1 項、則 101 条の 17</u> ）。	そのとおり正しい（ <u>法 61 条の 4 第 1 項、則 101 条の 17</u> ）。
訂正	P177 問題 72 解説 解説文 1行目	そのとおり正しい（ <u>法 61 条の 4 第 5 項</u> ）。	そのとおり正しい（ <u>法 61 条の 7 第 7 項</u> ）。
訂正	P177 問題 73 解説 解説文 3行目	…、配偶者の出産日から対象育児休業となります（ <u>法 61 条の 7 第 1 項、行政手引 59503</u> ）。	…、配偶者の出産日から対象育児休業となります（ <u>法 61 条の 7 第 1 項、行政手引 59503-2</u> ）。

【2023/05/15 更新分】

第①分冊 労働科目

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正後	
改正	P153 問題 27 解説 解説文	※下記に差し替え（解答は「×」のままです。）	

受給資格者は、失業認定を受けようとするときは、失業の認定日に、管轄公共職業安定所に出頭し、「失業認定申告書」に「受給資格者証」を添えて（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあっては、個人番号カードを提示して）提出した上、職業の紹介を求めなければなりません（則 22 条 1 項）。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P210 問題 37 問題文 4 行目	…、令和 2 年度の厚生労働大臣の定める率は、…	…、令和 5 年度の厚生労働大臣の定める率は、…

第②分冊 社会保険科目・一般常識科目

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P165 問題 13 解答・解説	※解答を「○」→「×」に訂正し、解説を下記に差し替え。

特定適用事業所に使用される者であって、その1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満のものは、当該事業所に継続して1年以上使用されることが見込まれない場合であっても、他の適用除外事由に該当しない限り被保険者となります(法12条5号)。

以上